

美馬市工事成績評定要領

平成21年6月2日

(目的)

第1条 この要領は、美馬市工事検査規程（平成21年美馬市訓令第9号。以下「工事検査規程」という。）第9条の規定に基づき、工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、公共工事の品質の確保等を図るため厳正かつ適確な評定を実施し、もって請負業者の適正な選定及び指導育成等に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象とする工事は、土木工事、建築工事その他これに類する工事で、請負金額が300万円以上の請負工事について行う。ただし、市長が必要がないと認めたものについては、評定を省略することができる。

(評価者)

第3条 工事成績の評価者（以下「評価者」という。）は、工事検査規程第3条の規定により検査を命じられた検査員並びに当該工事を担当する総括監督員（総括監督員のいない工事にあつては、主任監督員とする。）及び主任監督員又は現場監督員（総括監督員のいない工事にあつては、現場監督員とする。）とする。

(評価の方法)

第4条 評価は、工事ごとに独立して行うものとする。

- 2 評価は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評価者ごとに独立して適確かつ公正に行うものとする。
- 3 評価は、工事成績表（別記－1）によるものとする。
- 4 細目別評価点は、細目別評価点表（別記－3）に記録するものとする。
- 5 評価結果は、工事成績評価表（別記－4）に記録するものとする。

(成績表の提出)

第5条 監督員は、検査が実施されるまでに検査員を除く評価を取りまとめの上、工事成績表・細目別評価点表及び工事成績評価表（以下「成績表」という。）を検査員に提出するものとし、検査員は、この成績表に自己の評価を加えて成績点合計を算出するものとする。

- 2 検査員は、評価を定めたときは、成績表を工事検査復命書（工事検査規程様式第2号）に付するものとする。

(評定結果の通知)

第6条 市長は、前項の規定によって算出された合計点をもってそのまま工事成績を評定するものとし、その評定の結果を当該工事の請負者に対して工事成績評定通知書（別記－2）により通知するものとする。

(評定の修正)

第7条 市長は、評定の結果を通知した後、工事に瑕疵（欠陥）のあることが判明し

、評定を減点修正すべきと認める場合は、評定を修正し、その結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

(説明請求等)

第8条 第6条又は前条の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、市長に評定の内容について説明を求めることができるものとする。

2 市長は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年7月10日から施行し、同日以後に新たに契約する工事について適用する。

附 則

この要領は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

工 事 成 績 表

所属年度		所属					工事名					請負金額									
工事場所		現場代理人					主任技術者					監理技術者									
請負者名		検査年月日		平成 年 月		工期		平成 年 月 日～平成 年 月 日			完成年月日		平成 年 月 日								
考 査 項 目		主任監督員又は現場監督員					総括監督員(主任監督員)					検査員									
		氏名					氏名					氏名									
項目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10															
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10															
2. 施行状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+ 5		+2.5		0	- 7.5	-15	
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15								
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15								
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	- 5															
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	- 5								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	
	II. 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	- 5								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	
	III. 出来ばえ													+ 5		+2.5		0	- 5		
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※2						+ (20)			0											
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3	+ (7)		0																	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						+10	+7.5	+5.0	+2.5	0										
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		+ 点					+ 点					+ 点									
評定点 (65±加減点合計) ※1		① 点					② 点					③ 点									
評定点計		$\text{点} \times 0.4 + \text{点} \times 0.2 + \text{点} \times 0.4 = \text{点}$																			
7. 法令遵守等 ※4		- 点																			
評定点合計 ※5		$\text{点} \times 0.7 + \text{評定点計}(\text{点}) - 8. \text{法令遵守等}(\text{点}) = \text{点}$																			
8. 総合評価		技術提案等 ※6 技術提案 履行確認																			
所 見		主任監督員又は現場監督員					総括監督員(主任監督員)					検査員									

※1 1～3、の評定 (65点±加減点合計) + 4, 5, 6の評定 (加減点合計) - 7の評定(減点) = 評定点 各評定点(①～③)は小数第1位まで記入する。

4, 5, 6、は加減点評価のみとする。また、7の法令遵守等は、減点評価のみとする。

各考査項目ごとの採点は、考査項目別運用表によるものとし、工事検査員の評価に先立ち監督員が行う。

※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全対策等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価に際して、主任監督員からの報告を受けて総括監督員が評価すること。ただし、総括監督員がいない工事は担当係長、担当係長の上司の合意をもって記述する。

※3 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。

※4 法令遵守等の評価は、総括監督員が行う。

※5 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

※6 総合評価技術提案は、技術提案等(技術提案及び簡易な施工計画)の履行が確認できない場合、「不履行」を選択する。

別記－２

平成 年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者氏名（契約の相手方） 殿

美馬市長 印

工事成績評定通知書

貴社が受注したつぎの工事について、美馬市工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

記

工 事 名			
路 線 名 等			
工 事 箇 所			
請 負 代 金 額			
工 期			
検 査 年 月 日			
評 定 点	点	項目別評定点	別表１のとおりです。

なお、評定の結果に疑問があるときは、その疑問の趣旨を付してこの通知を受けた日から１４日（市の休日（美馬市の休日を定める条例（平成１７年美馬市条例第２号）第１条第１項に規定する市の休日をいう。）を含む。）以内に書面により説明を求めることができます。

疑問の趣旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

また、この工事成績評定通知書は、契約日が平成２１年７月１０日以降のものから閲覧公表いたしますので御承知おきください。

（手続き等の問合せ先及び送付先）

〒 住所
担当課名（係名まで記入）
電話番号

注）「（手続き等の問合せ先及び送付先）」については、工事検査監が検査した工事の場合は「（企画総務部総務課）」に関する事項を記載し、これ以外の検査員が検査した工事の場合は当該工事を担当する課等に関する事項を記載する。

別表 1

項目別評定点

評価項目	細別	評定点／満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	／3.3点
	II. 配置技術者	／4.1点
2. 施工状況	I. 施工管理	／13.0点
	II. 工程管理	／8.1点
	III. 安全対策	／8.8点
	IV. 対外関係	／3.7点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	／14.9点
	II. 品質	／17.4点
	III. 出来ばえ	／8.5点
4. 工事特性(加点のみ)	I. 施工条件等への対応	／7.3点
5. 創意工夫(加点のみ)	I. 創意工夫	／5.7点
6. 社会性等(加点のみ)	I. 地域への貢献等	／5.2点
7. 法令遵守等(減点のみ)		
評 定 点 計		／100.0点

※評定点計は、四捨五入により整数とする。

別記-3

細目別評価点表

項 目	細 別	主任監督員 又は現場監督員	総括監督員 (主任監督員)	検 査 員	細目別評価点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	()×0.4+2.9=点			3.3点
	II. 配置技術者	()×0.4+2.9=点			4.1点
2. 施工状況	I. 施工管理	()×0.4+2.9=点		()×0.4+6.5=点	13.0点
	II. 工程管理	()×0.4+2.9=点	()×0.2+3.2=点		8.1点
	III. 安全対策	()×0.4+2.9=点	()×0.2+3.3=点		8.8点
	IV. 対外関係	()×0.4+2.9=点			3.7点
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	()×0.4+2.8=点		()×0.4+6.5=点	14.9点
	II. 品質	()×0.4+2.9=点		()×0.4+6.5=点	17.4点
	III. 出来ばえ			()×0.4+6.5=点	8.5点
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		()×0.2+3.3=点		7.3点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	()×0.4+2.9=点			5.7点
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		()×0.2+3.2=点		5.2点
7. 法令遵守等			()×1.0=点		
評 価 点 計		40点	20点	40点	100点
					点

※合計得点は、四捨五入により整数とする。

工事成績評価表

平成 年 月 日
(課名)

工事名		
路線名等		
工事箇所		
契約金額	当初 :	円
	最終 :	円
工期	当初 :	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	最終 :	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
竣工検査年月日	平成 年 月 日	
請負者	請負者	
	現場代理人 氏名	
	主任・監理技術者 氏名	
一次評価者 主任監督員又は現場監督員	職氏名	印
二次評価者 総括監督員(主任監督員)	職氏名	印
三次評価者 検査員	職氏名	印
①主任監督員又は現場監督員評価点		点
②総括監督員(主任監督員) 評価点		点
③検査員 評価点		点
④法令遵守等(減点のみ)	-	点
⑤評価点合計		点

- 注 1) 主任監督員又は現場監督員、総括監督員(主任監督員)、検査員の評価点は小数第1位までとする。
 2) 評価点合計は、四捨五入により整数とする。
 3) ④法令遵守等は、総括監督員(主任監督員)が記入する。

注) 工事成績表の策定について

- 1 各考査項目ごとの採点は、別紙 - 1 ~ 4 の工事成績表の「考査項目別運用表」(以下「運用表」という。)による。
- 2 工事成績を評価するうえでの総合評価の標準については、下記のとおりとする。

総合評価の基準 (参考)

評定点の基準値	総合評価の基準
80点以上	他の模範となる優秀な工事
75 ~ 80点未満	標準的な工事の中で優秀なもの
65 ~ 75点未満	標準的な工事
60 ~ 65点未満	今後改善すべき事項がある工事
60点未満	今後指名等に影響を及ぼす恐れのある工事